（認定事業基盤強化計画の認定の取消し）

第十二条　国土交通大臣は、法第十二条第二項又は第三項の規定により認定事業基盤強化計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した第二十一号書式による通知書を当該認定が取り消される認定事業基盤強化事業者に交付するものとする。

2　国土交通大臣は、認定事業基盤強化計画の認定を取り消したときは、第二十二号書式により、当該認定の取消しについて、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　取消しの日付

二　事業基盤強化計画認定番号

三　認定を取り消された事業者の名称

四　取消しの理由

（実施状況等の報告）

第十三条　認定事業基盤強化事業者は、認定事業基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、第二十三号書式により、国土交通大臣に報告をしなければならない。

2　認定事業基盤強化事業者は、国土交通大臣から、当該認定事業基盤強化事業者又はその関係事業者が製造又は修繕をする船舶等に関する事項に関し報告を求められたときは、第二十四号書式による報告書を提出しなければならない。

（課税の特例に関する報告事項）

第十四条　法第十四条の規定により産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定があったものとみなされる場合において、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業基盤強化事業者は、前条第一項に規定する報告に、次に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　登記の内容

二　登録免許税の額

三　当該特例措置による減免額

（権限の委任）

第十五条　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、工場の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下「所轄地方運輸局長」という。）に委任する。

一　法第二条第一項に規定する権限（平均潮高時における陸上耐圧部（堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。）の長さが八十五メートル以上の造船台若しくは引揚船台又は渠底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックを備える施設に係るものを除く。）

二　法第三条第一項に規定する権限（平均潮高時における陸上耐圧部（堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。）の長さが八十五メートル以上の造船台及び引揚船台並びに渠底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックに係るものを除く。）

三　（略）

四　法第五条に規定する権限

（経由機関）

第十六条　法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類（事業基盤強化計画に係るものを除く。）は、所轄地方運輸局長を経由するものとする。

（新設）

（新設）

（権限の委任）

第六条　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、工場の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下「所轄地方運輸局長」という。）に委任する。

一　法第二条第一項に規定する権限（平均潮高時における陸上耐圧部（せきとびらを有する場合は乾水できる部分を含む。）の長さが八十五メートル以上の造船台若しくは引揚船台又はきよ底平たん部の長さが八十五メートル以上のドックを備える施設に係るものを除く。）

二　法第三条第一項に規定する権限（平均潮高時における陸上耐圧部（せきとびらを有する場合は乾水できる部分を含む。）の長さが八十五メートル以上の造船台及び引揚船台並びにきよ底平たん部の長さが八十五メートル以上のドツクに係るものを除く。）

三　（略）

四　法第六条に規定する権限

（経由機関）

第七条　法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類は、所轄地方運輸局長を経由するものとする。